

第1回青森県行政不服審査会会議録

1 開催日時

平成28年4月26日(火) 10:10～11:28

2 開催場所

県庁舎西棟8階中会議室

3 出席者

- | | | |
|---------|------------------------------|------------------------------|
| (1) 審査会 | 委員 | 青木 智美、大竹 昭裕、関川 幸子、竹本 真紀、森 雄亮 |
| (2) 事務局 | 青森県副知事 | 青山 祐治 |
| | 総務部総務学事課課長 | 前田 泰三 |
| | 同課長代理 | 築田 潮 |
| | 同情報公開・不服審査グループマネージャー(副参事) | 小坂 秀滋 |
| | 同情報公開・不服審査グループサブマネージャー(総括主幹) | 鶴谷 卓司 |
| | 同情報公開・不服審査グループ主査 | 浅利 明香 |
| | 同情報公開・不服審査グループ主査 | 蛭名 美歩 |

4 案 件

- (1) 会長の選出
- (2) 行政不服審査会運営要領について
- (3) 審査会の概要について

5 概 要

小坂GM ただいまから、第1回青森県行政不服審査会を開催いたします。開会に当たりまして、青山副知事から、御挨拶申し上げます。

青山副知事 おはようございます。改めまして、青森県副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、三村知事は、公務が重なりまして、出席できません。知事から開会に当たりましての挨拶を預かって参りましたので、代読させていただきます。

この度は、青森県行政不服審査会の委員就任を御快諾くださり、厚くお礼申し上げます。また、本日は、大変お忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、「青森県行政不服審査会」は、平成26年6月に全部改正され、この4月1日から施行された新行政不服審査法に基づき、新たに設けられたものです。

行政不服審査制度は、県が行った行政処分に関して不服があるとして、審査請求が行われた場合、県は、これに対して審理・裁決を行うもので、国民の権利・利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としています。したがって、その実施に当たりましては、客観性・公正性を確保することが強く要請され

ます。

「行政不服審査会」は、外部の学識経験者で構成されます第三者機関が県の裁決の判断の妥当性をチェックするというものであり、今般の行政不服審査法改正の大きな柱として位置付けられているところです。

委員の皆様には大変重要な役割をお願いすることとなりますが、何卒、本審査会新設の趣旨を御理解いただき、公正中立な立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願い申し上げ、第1回青森県行政不服審査会の開会に当たりましての御挨拶といたします。

平成28年4月26日

青森県知事 三村 申吾

小坂GM 青山副知事は、公務都合により、これをもちまして退席させていただきます。

青山副知事 それではよろしくお願ひします。

小坂GM 次に、審査会の委員の皆様を御紹介申し上げます。

公認会計士・税理士の青木委員でございます。

青木委員 青木です。よろしくお願ひいたします。

小坂GM 青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科教授であります大竹委員でございます。

大竹委員 大竹です。どうぞよろしくお願ひします。

小坂GM 八戸学院大学健康医療学部人間健康学科教授であります関川委員でございます。

関川委員 関川です。よろしくお願ひいたします。

小坂GM 弁護士の竹本委員でございます。

竹本委員 竹本です。よろしくお願ひいたします。

小坂GM 弁護士の森委員でございます。

森委員 はい、森です。よろしくお願ひします。

小坂GM 続きまして、県の事務局を紹介させていただきます。

総務学事課長の前田でございます。

前田課長 前田です。よろしくお願いいたします。

小坂GM 総務学事課課長代理の篠田でございます。

篠田課長代理 篠田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小坂GM 総務学事課の鶴谷でございます。

鶴谷サグマネ 鶴谷と申します。よろしくお願ひします。

小坂GM 同じく総務学事課の浅利でございます。

浅利主査 浅利と申します。よろしくお願ひします。

小坂GM 同じく総務学事課の蛭名でございます。

蛭名主査 蛭名と申します。よろしくお願ひします。

小坂GM 私、司会をしております総務学事課の小坂と申します。よろしくお願いいたします。

小坂GM 次に、審査会の会長の選出を行います。青森県附属機関に関する条例第4条及び別表第2によりまして、会長は委員の互選により定めることとされております。どなたか適任の方を御推薦いただくということでいかがでしょうか。

全委員 はい。

小坂GM よろしいでしょうか。御異議がないようでございますので、どなたか御推薦をお願いしたいと思います。御推薦していただける方、いらっしゃいますでしょうか。

森委員 竹本委員を御推薦いたします。

小坂GM ただいま森委員の方から、竹本委員を会長に御推薦するという御発言がございましたけれども、いかがでしょうか。

全委員 はい。

小坂GM よろしいでしょうか。御異議がないようですので、竹本委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

竹本委員 はい。わかりました。

小坂GM ただいま会長が選出されましたので、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思っております。竹本会長は、会長席の方に御移動願います。

竹本会長 今、会長に選任させていただきました竹本でございます。最初に、私の方から一言、挨拶をさせていただきます。

この行政不服審査会は、先ほど副知事の方からの御挨拶の中で説明がありましたけれども、行政不服審査法が改正されることによって新設されることになった新しい審査会であります。様々な角度から行政不服審査法は改正されたわけですが、この第三者機関である行政不服審査会が担当する主なところは、やはり、副知事のお話の中にもありましたとおり、中立性や公正性を担保するため、その機能を高めるために存在価値があるのだと思っております。

今まで、この行政機関の裁決等に不服があった場合には、行政機関内で処理がされ、進んでいくという形で、訴訟等にならないと、第三者的な立場からの判断を委ねることはなかったわけなんですけれども、公正性、中立性を高めるという観点から、まず、処分に関わっていない審理員に審理をしていただき、その審理されたものについて、第三者機関であるこの行政不服審査会が審査をするということで、中立性、公正性を高めるということになっているものでございます。

まだまだ諸外国等の制度に比べると至らないところがあるかもしれませんが、さりとて、この制度の改正によって、今までより飛躍的に中立性、公正性が高められることになっていったわけでございます。ただ、それを現実のものにしていくのが私達の使命であると思っておりますので、新しい機関でもありますから、皆さんと共に育てて、県民の皆さんから頼られる審査会になっていきたいと思っておりますので、どうぞ、皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、さっそく始めたいと思っております。まず、当審査会の会長職務代理者を決めたいと思っております。

青森県附属機関に関する条例第4条第5項の規定により、会長職務代理者は会長が指定することとされておりますので、私から指定させていただきたいと思っております。

会長職務代理者につきましては、森委員にお願いしたいと思っておりますが、森委員、いかがでございましょうか。

森委員 はい、お受けいたします。

竹本会長 それでは、よろしく願いいたします。

次に、当審査会の運営要領について議題としたいと思っております。

運営要領案について、事務局の方から説明をお願いいたします。

鶴谷サブマネ それでは、私、鶴谷の方から御説明いたします。

お配りしております、資料1の「青森県行政不服審査会運営要領（案）」というものを御覧ください。併せてお配りしております、行政不服審査法の抜粋の資料もございますので、こちらも併せてお目通し願います。座って説明させていただきます。

まず、第1条の「趣旨」でございます。この審査会の運営に当たりましては、行政不服審査法ですとか、青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例に定められているものがございますが、それ以外にも細目にわたって定めておくべきことについて、この要領で定めることとするものでございます。これが第1条の「趣旨」でございます。

次は、「第2条 審査会の会議」でございます。「第2条 審査会の会議は、次のいずれかに該当する場合に開くものとする。」「(1) 法第43条第1項の規定により知事から諮問を受けたとき。」。法の第43条第1項ですが、こちらが資料の上の方でございます。「第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、審査庁が地方公共団体の長である場合にあっては第81条第1項又は第2項の機関」、これがここでいうと青森県行政不服審査会になります、「に、それぞれ諮問しなければならない。」とされております。これが(1)。「(2) その他会長が必要があると認めたとき。」。これは具体的には想定しておりませんが、何かある場合にはということで規定してございます。

続きまして、第2項、「会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、文書により、開催の日時及び場所並びに会議に付すべき案件を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。」ということで規定したいと思っております。

続きまして、第3条の「諮問」でございます。「知事の審査会に対する諮問は、裁決の方針及びその理由等を記載した文書をもって行い、法第43条第2項に定める書類を添付するものとする。」とございます。ここ、ちょっと審査の流れも頭に入れておいた方がいいと思いますので、大変申し訳ないのですが、資料2を少し御覧いただきまして、カラーでポンチ絵になっている資料でございます。こちら、1枚めくっていただきまして、右下のページ番号4のポンチ絵のうち、オレンジで囲まれた「改正後」の方を御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

こちらの流れですが、まず最初に、処分庁等ということで、例として、出先機関の長が処分をした場合には、それに不服がある場合は、審査請求人が審査庁に対して審査請求をすることになります。それを受けた審査庁が、これは知事になりますが、①の「指名」とございます、所属する職員の中から審理員を指名いたします。この審理員が②の「主張・証拠資料提出」とございますが、処分庁や審査請求人の主張や証拠資料を受けて、「③審理」をしていくということになります。審理が終了したときには、「④審理員意見書」を審査庁に提出いたします。それを受けた審査庁は、裁決の方針を決定した上で、⑤の「諮問」ですね、青森県行政不服審査会へ諮問いたします。諮問を受けた審査会は、チェックをした上で審査庁に「⑥答申」することになります。それを受けた審査庁が「⑦裁決」ということになります。

今の運営要領の第3条でございますけれども、⑤の「諮問」をするに当たって、審査庁が裁決の方針とその理由等を記載した文書を提出するというのを義務付けるものでございます。資料2はここまでいたしました、「法第43条第2項」に定める書

類と申しますのが、審理員意見書と事件記録の写しになります。これを添付するものとする、とするものでございます。

続きまして、「第4条 審議の公正」です。「審査会は、委員の申出に基づき、当該委員が審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると認める場合は、当該委員が審議及び議決に加わらない決定をすることができる。」としております。こちらは、行政不服審査制度におきまして、例えば、審理員においても、処分に関与した者は審理手続から排除するなど、公正な審議を行うこととしております。このため、審査会におきましても、委員に利益相反となる者が含まれる場合には、その者は審議や議決に加わらないこととすることができると規定しておくものでございます。あくまでも「委員の申出に基づき」ということで規定したいと考えてございます。

続きまして、「第5条 口頭での事実の陳述の聴取における補佐人」、「法第81条第3項において準用する第74条の規定」とございますが、81条3項と申しますのは、国の行政不服審査会の規定を準用するというものでございます。準用する法74条の規定ですね、こちらも抜粋の方に載せてございまして、「第74条 審査会は、審査請求人、参加人又は審査庁にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、相当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」と規定されてございます。この規定による「審査会からの求めに対し、口頭でその知っている事実の陳述をしようとする審査会が相当と認める者は、当該陳述に当たり、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。」と規定しております。これはどういうことかと申しますと、法律の抜粋の方で「第75条 意見の陳述」というところがございまして、74条が審査会の調査権限であるのに対しまして、75条は審査関係人の申立てがあった場合には、審査会で意見を述べることができるという規定でございまして、このところには第2項として、その場合には、「審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。」という規定がございまして、ただ、74条の審査会の調査権限には、この補佐人の規定がございませぬので、運営要領で定めるということとしたいというものでございまして、補佐人の人数とか、そういったものを審査会の許可を得て決めるということとしたいと考えております。

続きまして、「第6条 審査会への報告」、「法第81条第3項において準用する法第77条の規定により」ということですが、77条は、抜粋を1枚めくっていただきまして、「第77条 委員による調査手続」というのがあります。「審査会は、その指名する委員に調査をさせ、審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。」というふうにされております。それによって、「審査請求に係る事件に関する調査又は審査関係人の意見の聴取をした委員は、これらに係る調書を作成し、遅滞なく審査会に報告をしなければならない。」というように規定したいと考えてございます。

続きまして、「第7条 手数料の減免」となります。先に法律の抜粋の「第78条 提出資料の閲覧等」というところがございまして、「第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧、又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。」というように、書面のコピーをもらうことができるとなってお

ります。そして、第4項ですが、「交付を受ける審査請求人又は参加人」は、「政令」とございますけれども、これは81条の方で「条例」と読み替えることとしておりまして、「条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。」とされております。さらに第5項で、「審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、条例で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。」と規定されております。

条例で定めるということになっておりますので、1枚めくっていただきまして、本年の2月議会にこの青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例を提案いたしまして、3月に可決されたところでございます。こちらを2枚めくっていただきまして、第2条第2号、ここで手数料を定めておりまして、用紙1枚につき10円、カラーコピーの場合は30円と定めております。そして次、第3条で「手数料の減免」となっておりまして、「青森県行政不服審査会は、前条各号に掲げる者が経済的困難により行政不服審査主張書面等交付手数料を納入する資力がないと認めるときは、1件につき2千円を限度として、行政不服審査主張書面等交付手数料を減額し、又は免除することができる。」と規定しております。

運営要領に戻りまして、この第7条は、「手数料の減免」の手続について定めたものでございます。「審査会は、審査請求人又は参加人から、青森県行政不服審査主張書面等交付手数料等の徴収に関する条例第3条の規定による行政不服審査主張書面等交付手数料の減額又は免除を受けたい旨の申し出があったときは、当該審査請求人又は参加人に対し、当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該書面には、審査請求人又は参加人が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付することを求めるものとする。」と規定したいと考えております。

続きまして、めくっていただきまして、「第8条 会議録の作成」、「審査会は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。(1) 会議の日時及び場所、(2) 出席者の職名、氏名等、(3) 会議に付した案件、(4) 議事の概要、(5) その他必要な事項」、第2項で、「前項の会議録には、会長が署名するものとする。」と規定したいと考えてございます。

続きまして、「第9条 会議の非公開」でございます。「青森県情報公開条例第7条各号に掲げる情報を含む事案を審議する場合の会議は、非公開とする。」といたします。抜粋資料の後ろ2枚になりますけれども、青森県情報公開条例の第7条を抜粋してございます。1号から8号まであるんですけれども、この行政不服審査会に関係するものと考えられるのは、第3号の「個人情報」、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」となります。次は、第4号の「法人等情報」、「法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」。あとは関係あるのは、第6号

の「審議検討等情報」です。「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」というあたりが関係してくるかと思いますが、これに掲げる情報を含む事案を審議する場合は、非公開とすると定めるものでございます。

続きまして、第10条の「答申」です。「審査会は、諮問を受けた事案について審査を終えたときは、速やかに、知事に答申するものとする。」、第2項、「前項に定める答申は、原則として、答申書を送付することにより行うものとする。」としております。

続きまして、「第11条 答申の公表」でございます。法第79条の規定による答申の内容の公表でございます。79条の条文ですが、「審査会は、答申の内容を公表するものとする。」となっております。公表の方法ですけれども、こちらは、総務省が運用する「行政不服審査裁決・答申データベース」というのがございますので、こちらに登録することによって行うものとしたと考えてございます。

「第12条 その他」といたしまして、「この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。」というふうにしたいと考えてございます。

運営要領については以上でございまして、もう1つ関係するものとして、「青森県行政不服審査会が発出する文書の文書記号及び文書番号について」というものがございます。「青森県行政不服審査会が発出する文書には、文書記号及び文書番号を付すこととし、次により取り扱うこととする。」。まず、文書記号につきましては、一般文書については、「青行審」第何号という形で文書が発出することとしたいと考えてございます。この青森県行政不服審査会発出の一般文書であることが明確になるように、同審査会の名称から、「青」、「行」、「審」の3文字を抜粋し、「青行審」とすることとしております。なお、うちの方で持っている青森県情報公開・個人情報保護審査会というのがございますが、こちらの文書記号は「青情個審」としているところでございます。次は、答申につきましては、「答申」第何号としたいと考えております。これは一般文書ではなく答申であることが文書記号で明確に識別できるように「答申」とすることとしております。青森県情報公開・個人情報保護審査会につきましても、「答申」としているところでございます。文書番号は、順次一連番号とします。ただし、同一事案に関する文書の文書番号は、同一の番号するのとしたと考えております。

私からは以上でございます。

竹本会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について、何か質問などございますでしょうか。ないようですので、私から。多分、他との絡みがあるかもしれないのですが、8条の資料に基づいて会議録を作成した場合、これは公開されないんですよね、それとも公開されるんですかね。

鶴谷ガマネ 第9条の「会議の非公開」に引きずられてくると考えています。会議が非公開であれば会議録も非公開と。

竹本会長 公開であれば会議録も公開ということですね。分かりました。私が質問して

しまいましたけれども、委員の皆さん、他にないでしょうか。また適宜、質問していただければと思います。

そうすれば、ただいま説明のありました運営要領案を当審査会の運営要領とすることとして、皆さん、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

竹本会長 異議ないということですので、それでは、このように決定いたしたいと思います。

次に、本日は1回目の審査会であり、まだ審査案件は来ておりません。実際に審査会に諮問案件が来るのは少し先になると思うんですけども、今後の審査会の運営に関連して、まずは、「行政不服審査法の概要」について、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鶴谷がマネ 引き続き、私の方から御説明をいたします。資料2「行政不服審査法の概要」につきまして、簡単に御説明をいたします。

まず、最初のポンチ絵になりますが、ページ番号2になっております、「概要」のところですが、「現行」というのは、これは去年の資料になっておりますけれども、現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されてから50年以上、本格的な改正がなかったところがございます。この間に、国民意識の変化や行政手続法の制定、これが平成5年、行政事件訴訟法の改正、これが平成16年、などの関連法制度の整備がございました。これで公正性・利便性の向上という観点から、時代に即して抜本的な見直しをすることとしたものでございます。「経緯」は御覧のとおりということになります。「改正法の概要」としましては、不服申立構造の見直し、公正性の向上、使いやすさの向上、救済手段の充実・拡大となっております。

それについて若干詳しく見ていきますが、ページ番号3「不服申立構造の見直し」というのがございます。「主な事項」といたしましては、原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化となっております。「現行」と「改正後」を見比べていただきたいのですが、「現行」の場合は、処分について、処分庁の上に上級行政庁がない場合には「異議申立て」、上級行政庁がある場合には「審査請求」と使い分けておりましたが、「改正後」では、全て「審査請求」に一元化してございます。次の改正事項ですが、例外として個別法の特別の定めにより「再調査の請求」、これが審査請求との選択制や「再審査請求」を認めることとなっております。「改正後」のところ、3ヶ月以内に「再調査の請求」を処分庁にして、その後、1ヶ月以内に「審査請求」ができるという流れができてございます。次は、審査請求期間を3月に延長してあります。現行60日以内であったところを3月以内とすることで、申立者の利便を図るということとなっております。

続きまして、ページ番号4でございまして、先ほどこれは御説明をいたしましたので省略いたします。

ページ番号5で参考として、「審理手続の流れ」というのがございます。審査庁や

審理員がどういうことをやっていくのかという流れになっております。青い矢印が「必ず行う手続」、黄色い矢印が「申出があれば必ず行う手続」、白い矢印が「審理員の裁量判断により採否が決定される手続」となっております。審査庁が審理員を指名いたします。まず、①の矢印ですが、審理員が処分庁に対して審査請求書等を送付して、さらに弁明書の提出を求めます。次は、②で処分庁は審理員に対して弁明書を提出いたします。次の③の矢印ですが、その弁明書を審査請求人へ送付いたします。反論書の提出をするのであれば、いついつまでに出してくださいという定めをしてお送りします。④のところで、反論があれば審査請求人から反論書が提出されるということになります。さらに参加人という方がいらっしゃれば、参加の許可や求めをしたり、また参加人の方から意見書が提出されるということがございます。書類や証拠資料を集めた上で審理に入っていくわけですが、次の大きな青い矢印に行きまして、証拠書類や物件の提出ですとか、参考人の陳述・鑑定・検証・質問、また、審査請求人等の求めに応じて口頭意見陳述といった手続をやっていきます。そして、審理手続が終了した場合には、審理員意見書を作成して、あとは審理員意見書等の提出予定時期を審査請求人等に通知するということとなります。そして、審理員意見書を審査庁に提出していくという流れになってございます。

続きまして、ページ番号6に移ります。こちらが「審理手続等の充実」ということになっております。「主な事項」としまして、口頭意見陳述における処分庁に対する質問権を認める、次に、提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、コピーも可能にした。3つ目が、裁決の際に、申請認容処分をする旨の措置をとる規定を新設し、争訟の一次的解決を可能にしたということになります。「現行」と「改正後」とございますので、「現行」は、参加人の主張については、主張書面の手続はございませんでしたが、「改正後」は、参加人の「意見書」の提出手続を整備したということです。口頭意見陳述につきましては、「現行」は、申立てをした審査請求人・参加人の意見陳述を聴取するのみ、また、他の審理関係人の出席の規定はなかったところですが、「改正後」では、申立てをした審査請求人・参加人は、陳述に加えて処分庁等に対する質問が可能になったほか、全ての審査関係人を招集して実施するということになっております。次に、提出書類の閲覧ですが、これまでは、処分庁から提出された書類・物件の閲覧のみでございましたが、対象を審理員に提出された全ての書類・物件に拡充し、コピーも可能にしたということです。また、裁決につきましては、「現行」は、申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合も、申請に対する応答内容が確定されないということで、裁決の趣旨に従ってまた処分庁がその処分の判断をするという2段階になっていたところですが、「改正後」は、申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合には、処分庁等に対して申請認容処分を命ずる措置が可能になったということで、これは一回で解決をすることとなっております。

最後に、7ページのところで、「審理の迅速性の確保等」でございます。「主な事項」としては、裁決までの期間の目安となる標準審理期間の設定を努力義務化してございます。次に、争点等を整理して、計画的に審理を進めるための準備手続を新設したということです。3つ目が、不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の

公表を努力義務化したということでこちらに書いてあります。詳しい中身は省略したいと思います。

私の方からは、概要について御説明をいたしました。以上でございます。

竹本会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、委員の皆さんから何か質問はございますでしょうか。

森委員 はい。

竹本会長 森委員。

森委員 質問ですが、審理員はどのような基準で指名されるのでしょうか。

鶴谷ツグマネ 審査庁が指名することになるんですけれども、本県のやり方としては、処分を行ったところとは別な本庁の課の課長ですとか課長代理を想定しておりまして、あらかじめ審理員名簿を作成することとしております。

森委員 ありがとうございます。

竹本会長 その他に皆さん、何かありませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは次に移りたいと思います。今後審査案件について諮問された場合における「審査会における調査審議の進行手順」につきまして、事務局の方から説明をしてください。お願いいたします。

蛭名主査 私の方から、青森県行政不服審査会における調査審議の進め方について説明させていただきます。座って説明いたします。

右上に資料3とあります「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル（案）」というものを御覧ください。こちらのマニュアルは、地方公共団体に設置される行政不服審査会の運営の参考例として、国の方から情報提供されたものです。青森県行政不服審査会におきましても、こちらのマニュアルを参考として審査会を運営していきたいと考えておりましたので、本日はこちらのマニュアルを基礎として御説明させていただきます。なお、こちらのマニュアルには、事務局が行うこととなる事務についての記載もあるところですが、本日の説明におきましては、委員の皆様へに審査会として御審議いただく事務に絞って御説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。下の方に「1」と書いてございますけれども、こちらの「行政不服審査会等への諮問の手続」が記載されているページを御覧ください。審査会への諮問の根拠についての説明を申し上げます。審査会への諮問の根拠についてですけれども、審査庁は、審理員が作成した裁決に関する意見書である審理員意見書の提出を審理員から受けたときは、裁決を行う前に、こちらの1 ページ目の下の方に「諮問を要しない場合」ということで点線で囲んであるところがあるんですけれど

も、こちらに記載してあります「諮問を要しない場合」を除いて、審査会にその裁決の方針などについて諮問をしなければならないこととされております。この「諮問を要しない場合」につきましては、こちらの1ページの下の方から2ページ目の方に①から⑧まで記載されておりますけれども、この「諮問を要しない場合」として、審査会に関わるものとしたしましては、2ページ目の⑤と⑥の部分になります。

順番が前後いたしますけれども、⑥の方を先に説明いたします。⑥は、「審査請求が不適法であり、却下する場合」ですけれども、審査請求には、法に定める審査請求をすることができる各種要件があるのですが、そちらを満たさず、審査請求を却下する場合につきましては、審査会への諮問は不要とされております。この理由には、審査会への諮問手続は、裁決の客観性、公正性を確保するため、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めて審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックするものであることから、審査請求の法に定める要件を満たさず本案審理に入らないような場合には、審査会は関与する必要がないためとされております。後ほども出て参りますけれども、審査庁から諮問された諮問事件が不適法であると審査会において判断がなされた場合には、審理に入ることなく審査会の方から審査庁に対して諮問不要とする通知を行うこととなります。

続きまして、⑤に移りますけれども、⑤は審査請求が、審査会によって「国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」という規定でございます。これにつきましては、知事が行う処分の中には、法律に規定する要件が明確でありまして、解釈上の疑義が生じるおそれがなく、かつ、当該要件への適合性が客観的に判断されるものというのがあります。このような処分に対する審査請求につきましては、審査会の調査審議を経ても結論が変わることは想定されず、審査会が調査審議を行う意味が小さいと考えられることがあるということが想定されております。そういったものにつきましては、今後、個々の審査請求の事件について調査審議を行っていき、答申を積み重ねていくことによって、審査会の諮問を要しない事案であると審査会の方におかれまして認めていただくということも想定されるようになっております。

続きまして、実際の調査審議の手続について御説明申し上げます。マニュアルの7ページを御覧ください。2の「調査審議の手続」と書いてあるページです。審査会における審議につきましては、1件の事案につき3回程度の審議を行うことを想定しております。もちろん、複雑な事案については、3回以上御審議いただくことも想定されますし、比較的論点が明確な事案につきましては、2回の審議でよろしいとなることも想定される場所ではございますが、今回は1件の事案について3回の審議を行うことを想定して御説明いたします。

マニュアルの7ページには、「第1回審議等の調査審議手続の流れ」についての図がございますが、このフロー図のうち、審査会の皆様に御審議をいただく事務としたしましては、フロー図の中段にございます「第1回審議及びその結果に基づく対応」の部分と、その下にございます「審査関係人から申立てや要求があった場合」の部分になりますので、こちらについて御説明いたします。1ページめくっていただきまして、8ページを御覧ください。下の方に「(イ) 第1回審議」というところがござい

ますが、こちらについて御説明いたします。1回目の審査会では、まず、事務局から諮問事件の概要、論点となると想定されるポイントなどについて御説明いたします。その後、委員の皆様には諮問事件について御審議をいただくこととなりますが、審議事項として想定される主な事項につきましては、1ページめくっていただきまして9ページの表を御覧ください、こちらの表には、「主な審議事項」として6つほど記載がございますけれども、そのうち、全ての諮問事件に当てはまると想定されるものは、上から1つ目のポツと3つ目のポツと4つ目のポツになると考えられます。

まず、1つ目のポツの事項のところにつきましては、先ほどマニュアルの1ページ目の御説明でも申し上げましたとおり、諮問事件が行政不服審査法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない場合に該当するかどうかについての御審議となります。審査庁から諮問された諮問事件について、審査会におきまして、行政不服審査法第43条第1項各号に規定する諮問を要しない事案に該当するのご判断になります場合には、審査庁である知事に対して、諮問は不要である旨の通知を行っていただくこととなります。その後、「主な審議事項」の3つ目のポツと4つ目のポツの事項のところにつきまして御審議をいただくこととなります。審査会における審議は、基本的には審査庁である知事から審査会に提出いたしました諮問書及び審理員意見書を含めました添付資料に基づきまして、審査庁の裁決の方針が妥当であるかどうかという点について、その論点や答申の方向について御審議いただくこととなりますが、これらの資料のほかに審査会として調査を行う必要があると認められる場合には、3つ目の事項にありますように、①としまして「審査関係人への主張書面等の求め」、②としまして「相当と認める者への事実の陳述又は鑑定の求め」、③としまして「その他必要な調査の要否」についてご判断いただくこととなります。

また、表の下の2つの事項につきましては、審査関係人から申立てや求めのあった場合に行う審議となります。これらについては、これから御説明いたします。まずは、「行政不服審査法第75条に基づく審査関係人から意見の陳述の申立てがあった場合」についてですが、こちらについては、マニュアルを1ページめくっていただきまして、10ページを御覧ください。10ページの中程に「イ」としまして「意見陳述の聴取関係」とございますが、こちらに基づいて御説明申し上げます。審査関係人、つまり審査請求人、参加人と審査庁のことを指しますけれども、この審査関係人から意見陳述の申立てが審査会に対してなされた場合には、審査会において聴取の必要がないと認めない限りは意見を述べる機会を与えなければならないこととされております。この意見陳述の聴取の具体的な実施手続につきましては、下の(ア)から次のページの(エ)までに記載されておりますけれども、イメージといたしましては、次の11ページ(イ)にありますとおり、まず、意見陳述申立人が自分の意見を陳述して、その後、委員の皆様と意見陳述人との間で質疑応答を行うという形になるものと考えております。

続きまして、マニュアルの9ページに戻っていただきまして、表の一番下の事項の「行政不服審査法第78条に基づく審査関係人から提出資料の閲覧又はその写し等の交付の求めがあった場合」の対応についての御説明をさせていただきます。先ほど御審議いただきました青森県行政不服審査会運営要領における説明にもございましたが、審査関係人は、審査会に対して、審査会に提出されている資料の閲覧又はその写しの

交付を求めることができることとされております。この場合、審査会におきましては、資料の閲覧又は交付を行うことによって第三者の利益を害する恐れがあると認めるとき、又はその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができないうこととされております。また、閲覧・交付をしようとするときは、審査会は、原則としてその閲覧又は交付に係る資料の提出人の意見を聴かなければならないこととされております。これらの手続のほか、交付請求人の方から手数料の減免についての申し出がなされたときには、これを認めるかどうかについても御審議いただくこととなるところです。

以上が第1回の審議の流れということになっております。

続きまして、第2回審議以降の審議手続の御説明をさせていただきます。マニュアルの12ページをお開きください。第2回審議以降の審議手続につきましては、第1回審議後の対応、これには審査会が調査や意見の聴取等を行った場合にはそれらの調査結果が含まれますが、これらの調査結果を含めて、第2回の方では、答申の方向性を検討・整理し、これを決定していただくこととなります。ここで決定された答申の方向性をもとに、第3回の審議において答申案について御審議いただきまして、第3回で答申を決定するという流れを考えているところです。

調査審議の流れについての説明は以上となります。

竹本会長 ありがとうございます。この点につきまして、皆さん、何か質問はございますでしょうか。すいません、私からの質問で申し訳ないのですが、最初のところで、「諮問を要しない場合」で、⑤と⑥の説明をされた中で、⑤の中で「行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」というものが挙げられているんですけれども、先ほど、もう法律でほとんど措置されていて、判断のぶれる余地があまりないようなものということであったんですけれども、例えば、今の段階でこういうものと想定されているもの、これはそうだよと想定されているようなものがあつたりするとイメージが湧きやすいかなと思っていただんですけれども、分かりますでしょうか。

蛭名主査 なかなかこの場でこれと申し上げるのは難しいところですが、具体的な事実をもとに、それに対してはこの処分が行われるということが法令上も明確になっている場合などについては、内容がはっきりしているということになるのかなと思っております。

竹本会長 それで、「諮問を要しない場合」の中に、行政不服審査会等によって認められた場合というのがあるんですけれども、それは、従前に行政不服審査会がこの案件についてはいいんじゃないですかとしたものについて諮問を要さないという形になるのか、それともいったん行政不服審査会に来て、これは諮問はいりませんと突き返す形になるのか。

蛭名主査 そうですね、まずは、事案を積み重ねていく中において、ある程度類型化される事案が出てくると思います。それについては、審査会の方でこういう事案については審査会への諮問は不要としますという決定をさせていただいて、それを審査庁に示すという形を考えております。

竹本会長 そうすると、当面は、いきなり諮問を要しない場合ということで、審査庁の方で判断をして勝手に流してしまうことはあり得ないということによろしいですね。

蛭名主査 はい。

竹本会長 分かりました。私が質問をして申し訳ありませんでしたけれども、皆さん、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。最後にまた何か気づいた点があれば、まとめて質問をしていただければと思います。

それでは引き続きまして、「行政不服審査案件の実例紹介」につきまして、事務局の方から説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

浅利主査 「行政不服審査案件の実例紹介」については、私、浅利の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

右上に資料4と書かれたものを御覧ください。「行政不服審査案件の実例紹介」です。これまでに県が行った案件の実例として3事例ほど紹介しまして、今後、皆様に行っていただく調査審議で取り扱う案件のイメージをつかんでいただきたいと思います。

まず1つ目は、「児童扶養手当法第10条の規定により児童扶養手当を支給しないことの処分に対する審査請求」です。児童扶養手当とは、父母の離婚などでひとり親の家庭となった児童のために支給される手当のことですが、審査請求人は、この児童扶養手当を支給しないという行政庁の処分に対して不服があるとして審査請求を行ったものです。上の「不服の要旨」の前に、下半分の「審査請求人の世帯状況」の方を先に御覧ください。真ん中ほどに審査請求人がありまして、2人の子どもを扶養しております。この審査請求人には母親がおりまして、こちらには扶養親族はございません。この母親の吹き出しが「前年度の所得金額2,370,000円」となっております。これが世帯状況となっておりまして、上の「不服の要旨」の方に戻っていただきまして、内容としては、当庁の審査請求人に対する審査請求人の母の前年度の所得が児童扶養手当法第10条に規定する政令で定める額、これを所得制限限度額といいます。下の四角の方に書いてありますが、「政令で定める所得制限限度額2,360,000円」となっておりまして、これ以上であるために、児童扶養手当を支給しないという処分をしたことを取り消すとの裁決を求めるものです。その理由としては、2つありまして、前年度の所得の大部分は借金返済のために費消してしまった、2つ目はローンの支払いもあって、各種税金についても支払いが滞るなど、生活は困窮状態にあったというものです。

この案件での主な論点を吹き出しのところに3つ書いてありますが、1点目として、審査請求人の世帯状況の把握に誤りはないか、2点目として、審査請求人の母の前年

度所得の把握に誤りはないか、3点目として、考慮すべき事情はなかったか、です。まず、1点目の世帯状況の把握についてですけれども、次のページを見ていただきますと、児童扶養手当法第10条がございまして、「第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。」とされておりますので、この要件、民法上の扶養義務者であって、生計を同じくする、つまり同居しているかどうかを議論していくことになります。戻っていただきまして、主な論点の2点目ですけれども、母の前年度所得の把握ということで、世帯状況の方では、「2,370,000円」とありますが、こちらの所得が正しい金額がどうかを議論していきます。3点目、考慮すべき事情はなかったかにつきましては、審査請求人は生活が困窮していると訴えておりますので、他に考慮すべき事情はなかったのかということで、例えば、次のページの関係法令を見ていただきまして、児童扶養手当法の第12条を御覧ください。こちらは、「震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者の所得に関しては、第9条から前条までの規定を適用しない。」と。9条から前条までの中に第10条も含まれておりまして、適用しないという条文がありますので、こういった事情に今回該当するかどうかを議論していくことになります。1つ目の事例については以上です。

続きまして、2枚めくっていただきまして、2つ目の事例といたしまして「県税の賦課決定処分に対する審査請求」です。県税の中でも、今回は不動産取得税の事例ですけれども、不動産取得税というのは、不動産を売買とか贈与で取得したときや新築、増改築したときに一度だけ課税される県の税金のことです。

「不服の要旨」ですが、審査請求人が過去に取得した建物、パチンコ店やすし屋の店舗については、工事見積価格の60%前後を不動産取得税の課税標準額の算定基礎としていたが、今回取得した衣料品店は、工事業者への値切りによって工事見積価格が低かったことから、工事見積価格の77%前後の課税標準額が算定基礎となっているため、この課税内容に対して不服があるとして処分の取消を求めたものです。ここで「課税標準額」とは何かといいますと、税額の計算の基礎となる金額のことを指しまして、不動産取得税の場合は、不動産の価格のことをいいます。実際の税額というのは、この課税標準額に税率を掛けて求めます。

今回の案件の主な論点、吹き出しの部分ですが、2つありまして、1点目としては、本件家屋に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格、つまり不動産の価格のことですが、この算定方法に誤りはないか。2つ目として、本件家屋に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格、つまり不動産の価格の算定額に誤りはないか、というものです。論点の1つ目につきましては、下半分、「※ 本件家屋における不動産取得税の算定方法」というところを御覧ください。まず、不服申立人、つまり審査請求人になりますが、主張としては、「不動産の工事見積価格 × 一定割合」として60%前後を税額として主張しておりますが、処分庁、つまり実際の県税の賦課決定処分を行った行政庁の算定方法としては、課税標準額である不動産の価格に税率を掛けて求めたと

しております。この不動産の価格については、四角の下の「※」にありますように、本件は新築により取得したもので、固定資産台帳に登録されておられませんので、国が定めている固定資産評価基準によって不動産の価格を決定しております。論点の2の方で、この不動産の価格の算定方法が、今回は国が定める固定資産評価基準によって算定したわけですけれども、それが正しい金額かどうかを議論していきます。2つ目の事例については以上です。

2枚めくっていただきまして、最後、3つ目ですが、「生活保護法による保護の開始の申請を却下する処分に対する審査請求」。生活保護の関係になります。

「不服の要旨」ですが、処分庁の審査請求人に対する保護の開始の申請を却下する処分を取り消すとの裁決を求めるといふ、生活保護の申請をしたんですけれども、受給資格がないとして却下されたことに対して不服があるとして審査請求を行った事案です。その理由とするところは、生活保護法の第10条で、「保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めているところ、本件は、そのただし書に該当する、個人を単位とするという事由が存在するにも関わらず、審査請求人と審査請求人の子の世帯分離が認められないことは違法であるというものです。なお、「世帯分離」とは、審査請求人を世帯から分離しまして、個人として生活保護を受給できるようにすることをいいます。

今回の主な論点、吹き出し部分ですが、2つございまして、まず1点目は、審査請求人の世帯状況の把握に誤りはないか、2点目は、世帯分離が認められる要件に該当していないとした処分庁の判断に誤りはないかというところです。まず、論点の1点目ですけれども、下半分の四角、「不服申立人の世帯状況」を御覧ください。審査請求人には故人となった配偶者がおりまして、その間に子どもがいるという状況です。生活保護法上は、同じ住居に居住していて生計を同じくしている場合は、同一世帯として認定されることとされておりますので、この審査請求人と審査請求人の子が同居して生計を同じくしているかを議論していくこととなります。論点の2つ目ですけれども、世帯分離が認められる要件に該当していないとした処分庁の判断に誤りはないかというものです。世帯分離というのは、世帯を単位として考えている生活保護の原則の例外として、一定の要件を満たす場合のみ認められるとされておりますので、その要件を満たしているかを議論していくこととなります。例えば、今回審査請求人は、下の世帯状況の方の審査請求人の下に〔 〕がございましてけれども、「平成20年10月から平成22年4月まで介護老人保健施設に入所」していると。その退所後に審査請求人の子の世帯に新たに「転入」したということで、それが世帯分離の要件に該当すると主張していますので、その「転入」というものに当たるかを審査会の方で議論をしていくこととなります。

以上で「行政不服審査案件の実例紹介」を終わります。

竹本会長 ありがとうございます。今の説明につきまして、委員の皆様から何か質問などございますでしょうか。今の一番最後の生活保護法のところですが、こういうところを判断するんですよということで、世帯分離が認められる要件に該当していない

とした処分庁の判断がどうだったかを確認をしましょうということになるわけなんですけれども、これは条文上では、「但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とあるだけなんですよね。そうすると、このただし書をベースにしてここで話し合うということになるのか、それとも、このただし書を具体的に明らかにする何か運用例とか裁判例とか、そういうものを示していただきながら判断していけるものなのかどうかというのは、どういうものなのでしょう。

浅利主査 生活保護の関係では、局長通知とか、厚生労働省の方からたくさん通達が出ていますので、そちらも見ながら、実際どれに当てはまるかを議論していくことになります。

竹本会長 実際、そのような通達を見ながら、通達などに沿って判断するかどうかということについて、審理員の方で意見書がまとめられて、その審理員が判断したことについて、それがそのとおりでよいかどうか、それは本当はこっちに入るんじゃないかとか、ちょっと杓子定規にすぎるのではないかと、そういうことをいろいろこの場で議論をしていけばよろしいんですか。

浅利主査 はい。

竹本会長 皆さんの方から何かございますでしょうか。資料1から資料4を使ってひとつお説明していただいたわけですが、今のところに限らず、全体を通じて、何か質問などございますでしょうか。

大竹委員 運営要領のところですが、その第9条で、情報公開条例に規定されている事案については、非公開だということですので、基本的には、多くが非公開ということで理解していいんですよね。

鶴田サブマネ そう思っております。

大竹委員 そう思うんですよね。もうほとんどそうならざるを得ないと思いますね。

竹本会長 3号の個人情報になるわけですね。その先のただし書の中で、公務員の云々かんぬんとか出てきたりするんですけど、あまりそこに差しかかるようなことはないですよね。今挙がった実例の3つとも、個人情報といえるので。

鶴谷サブマネ 書きぶりの補足ですが、まず、そうであれば非公開とするとの考え方もありうる訳ですが、県の「附属機関等の管理に関する要綱」というのがありまして、その中では、原則としては公開と規定されておりますので、やっぱり非公開の場合を規定した方がいいのではないかなということでこういう書きぶりしております。

竹本会長 これは、あまり審査会の具体的なこととは関係はなくて、単なる興味ではないんですけれども、「青森県行政不服審査会が発出する文書の文書記号及び文書番号」というところで、一般文書は「青行審」となりますよと、答申は「答申」になりますよと。その「答申」の中を見ると、青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申も「答申」となっていますよと。これ、答申1と答申2というのが県内に2つ存在しているようになっていくんですか。

小坂GM そもそも発出する審査会が別々ですので、そこはダブらないということで考えておまして、答申については当然、行政不服審査会が出す答申は、行政不服審査会の答申だと。そこはいちいち区別する必要はないだろうと考えております。

竹本会長 よろしいですか、ひとまず、このところは。実際にやってみると、やっぱり、いろいろ疑問が出て、またいろんな質問を一からさせてもらうことになるのかもしれませんが、まあ、ひととおりの説明としては今日いただいたところで御理解いただいて、次の諮問がやってくるようになるのを待つということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですかね。

それでは、あらかじめ準備していただいております本日の議題については、これで終了ということになるわけなんですけれども、その他、事務局の方から何か連絡事項等、ございますでしょうか。

小坂GM 2点ほどございまして、まず、先ほど会長の方からの御挨拶にもありましたとおり、実際、諮問が上がってくるのが、この新しい行政不服審査法施行以後に行われた処分に対する審査請求ということになります。その審査請求が出された場合でも、まずいったんは審理員が実質審理をして、審理員意見書を作成するという事務がありますので、実際、こちらの審査会の方に諮問が上がってくるのはもうしばらく先かなというふうに考えておりますが、実際、諮問が上がってきますと、やはり日程調整等を行う必要があると考えておりますので、後日、事務局の方から日程調整用の照会の文書を送らせていただいて、あらかじめ、仮の日程をちょっと先々押さえておきたいなというふうに考えてございます。当然、その諮問が明らかにこの月は上がってこないということになれば、逐次、御連絡をいたしまして、当月については審査会を行う必要はございませんということで御連絡をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいというのが第1点でございます。第2点ですが、お手元に黄色いファイルに綴られている資料がございます。こちらには、行政不服審査法の逐条解説とか、先ほど資料3で御説明いたしました審査会のマニュアル、あと本県で作成しました行政不服審査関係の事務実施要領と審査庁の関係のマニュアル、手数料の徴収条例等、諸々の資料を付けてございます。これにつきましては、申し訳ございませんけれども、お持ち帰りいただいて、次回の審査会の際にはまたご持参いただきたいというふうに考えてございます。ちょっと荷物になって大変恐縮でございますが、そこをよろしくお願いをしたいというところでございます。事務局の方からは以上でございます。

竹本会長 皆さん、それでよろしいですね。日程調整等、皆さん、本業を抱える中でなかなか大変だと思いますけれども、日程を合わせて開催していけるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は1回目の会議ということでもありますので、これをもちまして第1回青森県行政不服審査会を終了いたします。次回については、審査庁の諮問があり、先立ちまして、事務局の方からあらかじめ日程調整をしていただき、それで諮問が来し、その日程で埋めていくという形で進めていくことになるかと思いますが、それでよろしくお願いいたします。それでは皆さん、お疲れさまでした。